

議案第 2 4 号

那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正について

那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例（平成17年10月那須烏山市条例第52号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
（運行日） 第4条 有償バスの<u>運行日は、1月4日から12月28日までとする。</u> 2 市長は、特に必要があるときは _____、臨時に有償バスを運行し、又は運休することができる。	（運行日） 第4条 有償バスは、毎日運行する _____。<u>ただし、1月1日は、原則として運行しないものとする。</u> 2 市長は、特に必要があるときは、<u>前項の規定にかかわらず</u>、臨時に有償バスを運行し、又は運休することができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。